

「地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更」試行要領

1 趣旨

労務市場がひっ迫することにより地域外（県外）からの労働者確保が必要となることが想定される工事においては、契約締結後、地域外からの労働者確保に要する経費について、設計変更により対応することができるとしている。

なお、この場合の「労働者」とは、建設工事現場等で現場作業に従事する者であって、土地改良事業等請負工事積算基準の労働者のことである。

2 対象工事

農地整備事業における暗渠排水工を含む工事を対象とする。

3 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日付け5構改D第49号農振興局長通知）」（以下「積算基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- 1) 積算基準第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち『宿泊費』
- 2) 積算基準第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち『借上費』
- 3) 積算基準第5の1の(7)のウ「労働者の輸送に要する費用」
- 4) 積算基準第5の2の(1)のアの(ア)「募集及び解散に要する費用」
- 5) 積算基準第5の2の(1)のアの(エ)「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」

4 主な契約変更手続

(1) 発注者は、契約締結後、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を別紙により受注者に提示する。

(2) 受注者は、(1)により発注者から示された別紙の割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下、「様式1」という。）を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下、「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書、作業日報、工程表、写真及び監督員が必要とした書類等）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(4) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1」に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額を差し引いた後、「(3)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

(7) 本取扱いについては、別添の記載例を参考として、特別仕様書に記載するものとする。

5 実績変更対象経費の割合

上記4(1)に示す「発注者が提示する共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合」については、別紙のとおりとする。

6 工事成績評定の減点

「『下請負契約における県内企業の活用』を評価の対象とした総合評価方式の試行について」に基づき試行する工事であって、入札時に「県内企業を活用する」として申請及び評価された場合に、受注者の責に帰すべき事由により入札時の申請に反して施工時に県内企業を活用できず、本試行により設計変更を行った場合は、工事成績評定点を3点減点とする。

附 則

この要領は、令和8年1月15日以降の変更契約に係る工事から適用する。

○実績変更対象経費の割合

別紙

令和6年度積算基準からの適用（令和7年5月21日付け7農振第536号より）

工種 費目	ほ場整備 工事	農用地造 成工事	舗装工事	道路改良 工事	水路トン ネル工事	水路工事	排水路工 事	河川工事	管水路工 事
共通仮設費 (借上費、宿舎費、労働者送迎 費)	6.07 %	4.49 %	11.25 %	12.82 %	8.70 %	8.19 %	9.37 %	9.19 %	8.27 %
現場管理費 (募集・解散費用、賃金以外の 食事・通勤に要する費用)	1.37 %	2.01 %	1.27 %	1.52 %	1.92 %	1.44 %	2.02 %	1.24 %	1.63 %

工種 費目	管更生工 事	畑かん施 設工事	海岸工事	コンクリ ート補修 工事	ため池工 事	その他土 木工事 (1)	その他 土木工事 (2)	フィルダ ム工事	コンクリ ートダム 工事
共通仮設費 (借上費、宿舎費、労働者送迎 費)	18.33 %	7.35 %	12.63 %	6.98 %	4.10 %	11.53 %	9.40 %	8.93 %	12.67 %
現場管理費 (募集・解散費用、賃金以外の 食事・通勤に要する費用)	2.02 %	0.83 %	1.19 %	2.52 %	0.92 %	1.77 %	2.59 %	2.86 %	2.30 %

工事番号_____

工事名_____

受注者_____

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目	費用	内容	計上額	
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
小計				
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

工事番号_____

工事名_____

受注者_____

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目	費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用		
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用		
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）		
小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		
		賃金以外の食事、通勤等に要する費	労働者の食事補助、交通費の支給		
		小計			
合計					

※計上額を証明する書類を添付する

<特別仕様書記載例>

項目	内容
第〇章 その他 ○. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を別紙により提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された別紙の割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下、様式1という。）を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下、様式2という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書、作業日報、工程表、写真及び監督員が必要とした書類等）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>9) 「『下請負契約における県内企業の活用』を評価の対象とした総合評価方式の試行について」に基づき試行する工事において、入札時に「県内企業を活用する」として申請した場合において、受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県内企業を活用できず、本試行により設計変更を行った場合は、工事成績評定点を3点減点とする。</p>